

令和4年度

教育委員会定例会
(4月)

令和4年4月12日(火)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 令和4年4月12日（火） 午前10時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第1号 人事異動（鹿屋市職員）について (P 2)
- (2) 議案第2号 人事異動（市費学校職員）について (P 7)
- (3) 議案第3号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部
改正について (P 9)

5 報 告

- (1) 鹿屋看護専門学校国家試験の結果報告について (P 13)
- (2) 令和5年以降の成人式に替わる名称について (P 14)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第1号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和4年4月12日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けで、職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第2号

人事異動（市費学校職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和4年4月12日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けで、市費学校職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第3号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和4年4月12日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政組織等の一部を改正するため、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表教育総務課の項中「教育改革係」を「総務係」に改め、同表学校教育課の項中「学校給食係」を「保健給食係」に改める。

第28条管理系の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条教育改革系の項中「教育改革係」を「総務係」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 教育委員会の会議に関すること。

第29条中「学校給食係」を「保健給食係」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (事務局の組織)</p> <p>第25条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">左欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">教育総務課</td> <td style="text-align: center;">管理係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設係</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">学務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健給食係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">文化振興係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財センター</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育総務課	管理係	総務係	施設係	学校教育課	学務係	学校教育係	教職員係	保健給食係	生涯学習課	文化振興係	社会教育係	文化財センター	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号 (事務局の組織)</p> <p>第25条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">左欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">教育総務課</td> <td style="text-align: center;">管理係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育改革係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設係</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">学務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校給食係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">文化振興係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会教育係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財センター</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	教育総務課	管理係	教育改革係	施設係	学校教育課	学務係	学校教育係	教職員係	学校給食係	生涯学習課	文化振興係	社会教育係	文化財センター
左欄	右欄																														
教育総務課	管理係																														
	総務係																														
	施設係																														
学校教育課	学務係																														
	学校教育係																														
	教職員係																														
	保健給食係																														
生涯学習課	文化振興係																														
	社会教育係																														
	文化財センター																														
左欄	右欄																														
教育総務課	管理係																														
	教育改革係																														
	施設係																														
学校教育課	学務係																														
	学校教育係																														
	教職員係																														
	学校給食係																														
生涯学習課	文化振興係																														
	社会教育係																														
	文化財センター																														
<p>2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。 (教育総務課の分掌事務)</p> <p>第28条 教育総務課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 管理係</p> <p>(1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育行政の施策の総括に関すること。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、特定事項を処理させるため、鹿屋市青少年育成センターを生涯学習課内に置く。 (教育総務課の分掌事務)</p> <p>第28条 教育総務課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。 管理係</p> <p>(1) 教育委員会の所掌事務の総合調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(4) 教育行政の施策の総括に関すること。</p>																														

改正後	改正前
<p>(4) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の任免、給与その他人事に関する事。</p> <p>(5) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の所属する団体に関する事。</p> <p>(6) 学校職員への服務等の研修に関する事。</p> <p>(7) 公印の保管及び取扱いに関する事。</p> <p>(8) 教育委員会の文書事務の総括に関する事。</p> <p>(9) 教育財産の管理の総括に関する事。</p> <p>(10) 陳情及び請願の処理の総括に関する事。</p> <p>(11) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関する事。</p> <p>(12) 広報活動に関する事。</p> <p>(13) 教育行政の相談に関する事。</p> <p>(14) 教育行財政の調査に関する事。</p> <p>(15) 課内の庶務に関する事。</p>	<p>(5) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の任免、給与その他人事に関する事。</p> <p>(6) 職員及び学校職員（市立高等学校教職員を除く。）の所属する団体に関する事。</p> <p>(7) 学校職員への服務等の研修に関する事。</p> <p>(8) 公印の保管及び取扱いに関する事。</p> <p>(9) 教育委員会の文書事務の総括に関する事。</p> <p>(10) 教育財産の管理の総括に関する事。</p> <p>(11) 陳情及び請願の処理の総括に関する事。</p> <p>(12) 教育委員会の所掌事務に係る予算の見積書及び経理に関する事。</p> <p>(13) 広報活動に関する事。</p> <p>(14) 教育行政の相談に関する事。</p> <p>(15) 教育行財政の調査に関する事。</p> <p>(16) 課内の庶務に関する事。</p>
<p><u>総務係</u></p>	<p><u>教育改革係</u></p>
<p>(1) 学校規模適正化（学校再編）に関する事。</p> <p>(2) 教育施設等の在り方、整備等の総合調整に関する事。</p> <p>(3) 教育委員会の会議に関する事。</p>	<p>(1) 学校規模適正化（学校再編）に関する事。</p> <p>(2) 教育施設等の在り方、整備等の総合調整に関する事。</p>
<p>施設係（略）</p> <p>（学校教育課の分掌事務）</p>	<p>施設係（略）</p> <p>（学校教育課の分掌事務）</p>
<p>第29条 学校教育課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第29条 学校教育課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>学務係（略）</p>	<p>学務係（略）</p>
<p>学校教育係（略）</p>	<p>学校教育係（略）</p>
<p>教職員係（略）</p>	<p>教職員係（略）</p>
<p><u>保健給食係</u></p>	<p><u>学校給食係</u></p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>

報告（1） 鹿屋看護専門学校国家試験の結果報告について

令和4年2月実施 第111回看護師国家試験合否結果について

国家試験日： 令和4年2月13日（日）

合格発表日： 令和4年3月25日（金）14:00

本校	受験者数	合格者数	合格率
R3年度卒	29人	29人	100.0%

全国	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
第111回看護師国家試験	65,684人	65,025人	59,344人	91.3%
うち新卒者	59,440人	59,148人	57,057人	96.5%

第111回看護師国家試験の合格基準

必修問題及び一般問題を1問1点、状況設定問題を1問2点とし、次の①から②の全てを満たす者を合格とする。

- ① 必修問題 40点以上／50点
 ② 一般問題・状況設定問題 167点以上／250点 66.8%

【鹿屋看護専門学校 国家試験合格者数】（年度別）

令和4年3月25日現在

年度 期生	受験者 総数	合格者数			合格率	不合格者	備考	全国合格率 (全体)	
		計	女性	男性				第100回	第101回
H22年度 1期生	27人	25	20	5	92.6%	女性1人 男性1人	R元年度合格 H23年度合格	第100回	91.8%
H23年度 2期生	28人	28	23	5	100%			第101回	90.1%
H24年度 3期生	30人	30	25	5	100%			第102回	88.8%
H25年度 4期生	26人	26	19	7	100%			第103回	89.6%
H26年度 5期生	28人	28	26	2	100%			第104回	90.0%
H27年度 6期生	28人	28	22	6	100%			第105回	89.4%
H28年度 7期生	27人	26	22	4	96.3%	男性1人	H29年度合格	第106回	88.5%
H29年度 8期生	30人	30	24	6	100%			第107回	91.0%
H30年度 9期生	29人	28	24	4	96.6%	女性1人	R元年度合格	第108回	89.3%
R元年度 10期生	24人	23	19	4	95.8%	女性1人	R2年度合格	第109回	89.2%
R2年度 11期生	23人	20	17	3	87.0%	女性1人 男性2人	R3年度合格 R3年度合格	第110回	90.4%
R3年度 12期生	29人	29	22	7	100.0%			第111回	91.3%
総計	329人	321	263	58	97.6%				90.0%
過年度卒業 合格者数		8	4	4	100.0%				

★3年課程になってからの卒業生総数329人全員が看護師国家試験を合格

令和５年以降の成人式に替わる名称について

1 名称

二十歳のつどい

※応募案の一つである「二十歳の集い」を参考

■理由

- ・ 18歳から「大人」となるが、20歳を迎える人が集まり、「大人」としての責任と自覚を改めて持ってもらうことを目的としている行事であるため。
- ・ 「式」や「会」ではなく「つどい」という言葉を利用することで、式典という伝統的な内容でも格式ばらない内容でも使用することができる。
- ・ 県内でも「二十歳（はたち）の集い（つどい）」という名称の市が多く、共通認識として、成人式に替わる名称であることがすぐに分かる。

<参考>他18市の名称について(10市が名称決定)

No	市	名称	No	市	名称
1	鹿児島市	はたちの集い	10	曾於市	(未定)
2	枕崎市	二十歳のつどい	11	霧島市	(未定)
3	阿久根市	二十歳（はたち）のつどい	12	いちき串木野市	二十歳の集い
4	出水市	(未定)	13	南さつま市	二十歳のつどい
5	指宿市	(未定)	14	志布志市	(未定)
6	西之表市	二十歳（はたち）のつどい	15	奄美市	二十歳（はたち）の集い
7	垂水市	(未定)	16	南九州市	二十歳のつどい
8	薩摩川内市	(未定)	17	伊佐市	二十歳（はたち）のつどい
9	日置市	二十歳を祝う式	18	始良市	(未定)

2 選定について

ホームページ等にて新たな名称を募集し、応募案を参考にして名称を決定。

<公募結果>

【省略】